

作成日 2023/07/14  
改訂日

## 安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

製品名	焼付防止高耐熱用モリブデンペーストスプレー
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
整理番号	M230817

### 2. 危険有害性の要約

#### 化学品のGHS分類

物理化学的危険性	エアゾール 区分1
健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻醉作用)
環境有害性	特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(中枢神経系) 水生環境有害性 短期(急性) 区分2 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない か分類できない。

### GHSラベル要素

#### 絵表示



#### 注意喚起語 危険有害性情報

危険  
H222 極めて可燃性の高いエアゾール  
H229 高圧容器:熱すると破裂のおそれ  
H332 吸入すると有害  
H336 眠気又はめまいのおそれ  
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害  
H401 水生生物に毒性

#### 注意書き 安全対策

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)  
裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)  
使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251)  
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。(P261)  
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)  
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)

環境への放出を避けること。(P273)  
吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)  
気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)

#### 応急措置

保管	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233) 施錠して保管すること。(P405) 日光から遮断し、50 °C以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

### 3. 組成及び成分情報

#### 化学物質・混合物の區別

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
鉱油	30~40%	不明	不明	不明	非公開
二硫化モリブデン	5~10%	MoS <sub>2</sub>	(1)-481	既存	1317-33-5
シクロヘキサン	1~5%	C <sub>6</sub> H <sub>12</sub>	(3)-2233	既存	110-82-7
プロパン	5~10%	CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> C <sub>H</sub> <sub>3</sub>	(2)-3	既存	74-98-6
ブタン	40~50%	CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> C <sub>H</sub> <sub>2</sub> CH <sub>3</sub>	(2)-4	既存	106-97-8

### 4. 応急措置

#### 吸入した場合

新鮮な空気の場所に移し、体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、必要に応じて医師の診察を受ける。

#### 皮膚に付着した場合

大量の水および石鹼で洗い流す。  
外観に変化がみられたり、痛みがある場合には医師の診察を受けること。

#### 眼に入った場合

直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。瞼の裏まで完全に洗うこと。  
出来るだけ早く医師の診察を受けること。

#### 飲み込んだ場合

無理に吐かせないで、医師の診察を受ける。口の中が汚染されている場合には、水で充分に洗うこと。

### 5. 火災時の措置

#### 消火剤

粉末、炭酸ガス、泡、乾燥砂

#### 特定の消火方法

水を消火に用いてはならない。  
可燃性のものを周囲から早く取り除く。  
指定の消火剤を使用すること。  
消火活動は風上より行う。  
初期火災には粉末、二酸化炭素、乾燥砂等を用いる。  
大規模火災には泡消火剤を用いて空気を遮断する。  
高温にさらされる密封容器は水を掛けて冷却する。

#### 消防を行う者の保護

適切な保護具(耐熱性着衣)を着用する。

### 6. 漏出時の措置

#### 人体に対する注意事項

作業の際は適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。

環境に対する注意事項	河川等に排出され、環境への影響を起こさないよう注意する。
除去方法	<p>付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を速やかに取り除く。</p> <p>着火した場合に備えて適切な消火器を準備する。</p> <p>衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。</p> <p>乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させ、大量の場合は盛り土で囲って流出を防止する。</p> <p>容器からの漏れが止まらないときは、開放された危険性のない場所に運び出し放出する。</p> <p>漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。</p> <p>付着物、廃棄物等は関係法規に基づいて処置をする。</p> <p>風上から作業し、風下の人を退避させる。</p>

7. 取扱い及び保管上の注意	
取扱い	技術的対策
	<p>換気のよい場所で取り扱う。</p> <p>周囲での火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。</p> <p>静電気対策のため装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)のものとする。</p> <p>取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。</p> <p>取扱い場所の近くに緊急時に洗顔及び身体洗浄を行うための設備を設置する。</p> <p>漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。</p> <p>取扱い場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。</p> <p>休憩場所には手袋等の汚染された保護具を持ち込んではならない。</p> <p>皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、眼に入らないよう適切な保護具を着用する。</p> <p>密閉された場所における作業には十分な局所排気装置を付け適切な保護具を着けて作業すること。</p>

注意事項	<p>発散した蒸気(粉じん)を吸い込まないようにする。</p> <p>屋外での取り扱いは、できるだけ風上から作業する。</p> <p>温度が高くなると引火性があるので注意する。</p> <p>火気のある所では取り扱わないこと。</p> <p>40°C以上の所では取り扱わないこと。</p> <p>30秒以上の連続使用をしないこと。</p> <p>直射日光の当たる所や火気熱源の近くに置かないこと。</p> <p>食品、人体に向けて使用しない。</p>
------	---

安全取扱い注意事項	容器を転倒させ、衝撃を加え、又は引きずる等の粗暴な取扱いをしない。
-----------	-----------------------------------

保管	適切な保管条件	直射日光を避ける。 40°C以上の所や直射日光のあたる場所に保管しないこと。 火気熱源から遠ざける。 通気のよい場所で容器を密閉し冷暗所に保管する。 水分や湿気の多いところに保管すると容器が腐食されて破裂の恐れがあるので注意すること。 長期間の保管を避ける。
	安全な容器包装材料	特になし。

## 8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
シクロヘキサン	未設定	150ppm(520mg/m <sup>3</sup> )	TWA 100 ppm, STEL –
ブタン	未設定	500ppm(1200mg/m <sup>3</sup> )	TWA –, STEL 1000 ppm (EX)
二硫化モリブデン	未設定	未設定	TWA 10 mg/m <sup>3</sup> (I), 3 mg/m <sup>3</sup> (R), STEL – (as Mo Metal and insoluble compounds)
プロパン	未設定	未設定	TWA See Appendix F: Minimal Oxygen Content (D, EX), STEL See Appendix F: Minimal Oxygen Content (D, EX)

設備対策	取扱い設備は防爆型を使用する。 排気装置を付けて蒸気が滞留しないようにする。 取扱い場所の近くには高温、発火源となるものが置かれないような設備とすること。 屋内作業の場合は、作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置などにより作業者が暴露から避けられるような設備とすること。
------	--

保護具	呼吸器用の保護具	有機ガス用防毒マスク
	手の保護具	耐溶剤性手袋
	目の保護具	普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型
	皮膚及び身体の保護具	長袖作業服等
適切な衛生対策		作業中は飲食、喫煙をしない。 マスク等の吸着剤の交換は、定期又は使用の都度行う。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	エアゾール
形状	粉体
色	黒色
臭い	溶剤臭

融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	データなし データなし 下限
引火点	データなし 4°C
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	データなし 難水性
n-オクタノール／水分配係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	1.00g/cm <sup>3</sup>
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	自己反応性なし
化学的安定性	通常条件で安定
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	火気、酸化剤との接触
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	熱分解させるとCO(一酸化炭素)、NOx(窒素酸化物)、SOx(硫黄酸化物)等が発生するおそれがある。

## 11. 有害性情報

急性毒性	経口	急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	経皮	急性毒性推定値が2500mg/kgのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。
	吸入	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 (気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が9500ppmのため区分4とした。 (粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。 10×(区分1+1A+1B+1C)+区分2の成分合計が4.8%のため、区分3とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分3から区分に該当しないに変更。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
呼吸器感作性		データ不足のため分類できない。
皮膚感作性		データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性		データ不足のため分類できない。
発がん性		データ不足のため分類できない。

生殖毒性	(生殖毒性) 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分3(麻醉作用)の成分合計が53.5%のため、区分3(麻醉作用)とした。 ※区分2(血管系)は4.8%含まれる。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(中枢神経系)の成分が40%のため、区分1(中枢神経系)とした。
誤えん有害性	動粘性率が不明のため、分類できないとした。
<b>12. 環境影響情報</b>	
水生環境有害性 短期 (急性)	(毒性乗率×10×区分1)+区分2の成分合計が48%のため、区分2とした。
水生環境有害性 長期 (慢性)	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が4.8%のため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。
<b>13. 廃棄上の注意</b>	
残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。  廃液、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。 排水処理、焼却装置等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託すること。 廃棄物等を焼却処理する場合は、有毒ガス発生のおそれがあるため、適切な除去装置のある焼却炉を使用すること。 廃液は特別管理産業廃棄物に該当するため、特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。
汚染容器及び包装	容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
	空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。
<b>14. 輸送上の注意</b>	
国内規制	陸上輸送 消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。
	海上輸送 船舶安全法等に定められている運送方法に従う。

	航空輸送	航空法等に定められている運送方法に従う。
	輸出	輸出貿易管理令 別表第1の16の項に該当
国際規制	国連分類	クラス2.1 引火性ガス(エアゾール)
	国連番号	UN1950
	容器等級	該当しない
	品名	エアゾール
15. 適用法令 労働安全衛生法		名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
労働安全衛生法(令和6年4月1日以降)		シクロヘキサン(政令番号:232)(5%未満) ブタン(政令番号:482)(30%-40%) モリブデン及びその化合物(政令番号:603)(1%-10%) 鉱油(政令番号:168)(30%-40%) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9) シクロヘキサン(政令番号:232)(5%未満) ブタン(政令番号:482)(30%-40%) モリブデン及びその化合物(政令番号:603)(1%-10%) 鉱油(政令番号:168)(30%-40%) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第18条及び第18条の2に基づくラベル表示・SDS等交付の義務対象物質に新たに追加する物質(令和8年4月1日施行予定)		名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)		非該当 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) シクロヘキサン(管理番号:629)(4.8%) モリブデン及びその化合物(モリブデンとして)(管理番号:453)(3.9%) 優先評価化学物質(法第2条第5項) 第4類 引火性液体 第一石油類(非水溶性) 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
化審法 消防法 水質汚濁防止法 大気汚染防止法		

海洋汚染防止法	危険物(施行令別表第1の4) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	高圧ガス(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	その他の危険物・高圧ガス(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
労働基準法	がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)
化学兵器禁止法	有機化学物質(法第29条1、施行令第4条1)

#### 16. その他の情報

##### 参考文献

##### その他

製造元メーカー提供資料

NITE GHS分類結果一覧

JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法  
JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイド  
日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム「ezSDS」により作成。

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。